

代理請求特約のご案内

たとえば、入院費や治療費にお金が必要なこんなとき、被保険者ご本人が「保険金等の請求」や「保険料払込免除の請求」をできないことがあります

認知症で意思能力が低下し、意思表示ができない場合



「ガン」等の病名を医師から告知されておらず、ご家族のみが病名を知っている場合



病気やケガで寝たきり状態となり意思表示ができない場合



「代理請求特約」により、受取人や契約者にかわり、代理人が請求をすることができます。

- 被保険者が保険金等の受取人となっている場合、保険金等を請求できない上記のような「特別な事情」があるとき、代理人が保険金等の請求をすることができます。
- ご契約者と被保険者が同一の場合、保険料の払込免除を請求できない上記のような「特別な事情」があるとき、代理人が保険料の払込免除を請求することができます。

代理人が「保険金等の請求」「保険料払込免除の請求」を行うために、**「代理請求特約」**を付加の上、指定代理請求人を指定していただくことをおすすめします。(指定代理請求人については裏面を参照ください)

以下の商品は「代理請求特約」と同一内容の代理請求制度が普通保険約款により適用されているため、「代理請求特約」の付加は不要です。

「終身保険(低解約返戻金型) 無配当」「無解約返戻金型定期保険 無配当」「災害保障期間設定型定期保険 無配当」「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当」「無解約返戻金型逓減定期保険 無配当」「低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 無配当」「ガン保険(無解約返戻金型)(18) 無配当」

※取扱保険種類は2018年9月の販売商品のみを記載しています。以前のご契約の取扱いにつきましては、当社の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでご照会ください。

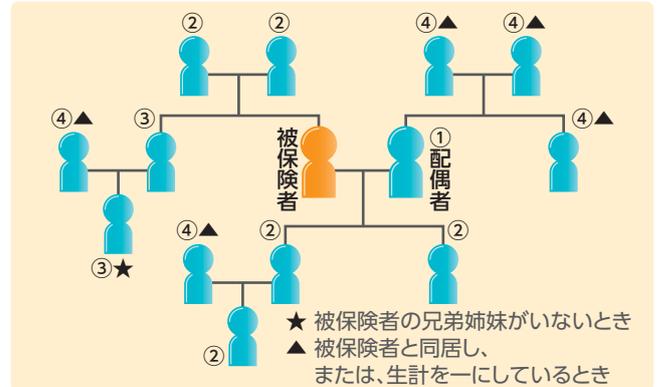
「代理請求特約」は保険料の追加負担なしで、契約後の中途付加も可能です。「代理請求特約」を中途付加する場合、ご契約者が被保険者の同意を得て特約を中途付加するための請求書をご提出いただけます。

指定代理請求人

ご契約者が被保険者の同意を得て、下記の範囲であらかじめ指定した方が代理人(指定代理請求人)になります。

代理人として指定できる方の範囲

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者(右図①)
- (2) 被保険者の直系血族(右図②)
- (3) 被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪)(右図③)
- (4) 被保険者と同居し、または、生計を一にしている被保険者の3親等内の親族(右図④)
- (5) 被保険者と同居し、または、生計を一にしている(4)以外の方
- (6) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
- (7) その他(5)、(6)と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方



※ 指定代理請求人が、代理請求時に(1)～(7)の範囲内に該当しない場合にはご請求をお受けすることはできません。

※ (5)～(7)については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人またはご契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

代理請求人

指定代理請求人が指定されていない場合注、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合に、下記の範囲内の方が代理人(代理請求人)になります。

注 指定代理請求人が死亡されているときや、代理請求時に指定代理請求人の範囲内に該当しない場合を含みます。

代理請求人の範囲

- (1) 請求時に被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金(死亡給付金または収入保障年金を含む)の受取人
- (2) (1)に該当する方がいない場合または(1)に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時に被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (3) (1)もしくは(2)に該当する方がいない場合または(1)もしくは(2)に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

代理請求特約を付加された場合には、指定代理請求人(または代理請求人)に対し、お支払事由および代理請求ができることをお知らせください。

代理請求特約をご検討いただく際には下記の点にご注意ください。

※ 代理請求特約は、ご契約者が法人で、かつ主契約の死亡保険金等受取人(死亡保険金等の一部の受取人である場合を含みます)となる場合には付加できません。

※ 指定代理請求人(または代理請求人)からの請求に基づき保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨の連絡を行わず、保険金・給付金等が支払われることにより、ご契約が消滅することがあります。後日、その支払や消滅の事実を被保険者が知った場合、それをきっかけに真の病名を知ってしまう可能性があります。被保険者が真の病名を知らない場合等、病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求いただく際に当社お客様サービスセンターまでお申し出ください。

※ 保険金・給付金等の請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず指定代理請求人(または代理請求人)にご連絡をとらせていただくことがあります。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

87474 PDF 2018.04.01 (改→) 2018-A-0158 (2018.9.2)